

3 長薬発第 1350 号
令和 4 年 3 月 30 日

地域薬剤師会長 様
同 薬局部会長 様
病院診療所部会長 様

一般社団法人長野県薬剤師会
会長 日 野 寛 明

「医療警報」解除後の対策並びに
医療アラート及び暫定的な感染警戒レベルの基準の改正に関する
の周知について（依頼）

平素、本会の運営に際し、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症長野県対策本部長（長野県知事）から、3月29日開催の同対策本部会議において、「医療警報」を解除し、各圏域の感染状況に応じた感染警戒レベルに切り替えて対策を講じる旨と併せ、医療アラート及び暫定的な感染警戒レベルの基準の改正を行った旨、通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会(部会)会員等に対し本内容についてご周知いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

長野県薬剤師会 事務局長 中島 / 総務課 吉野
〒390-0802 松本市旭 2-10-15
☎TEL : 0263-34-5511 📠FAX : 0263-34-0075
E-mail somu3@naganokenyaku.or.jp

3 薬号外
令和 4 年（2022 年）3 月 30 日

関係団体の長 様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部
本部長 阿部 守一

「医療警報」解除後の対策の周知について（依頼）

日頃は、本県の健康福祉行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関する感染防止策等に格別の御高配を賜り、重ねて御礼申し上げます。

県内の新型コロナウイルス感染症の感染状況は、3 月中旬以降、新規陽性者数が再び増加に
転じ先行きが懸念されるものの、確保病床使用率は継続して 25%を下回り、医療提供体制への
負荷は軽減されつつあります。

このため、「医療警報」を解除し、各圏域の感染状況に応じた感染警戒レベルに切り替えて
対策を講じることを決定しました（3 月 29 日新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議
決定）。

つきましては、別添資料の内容について、ご協力いただくとともに、貴会員の皆様に周知し
ていただくようお願いします。

担	当	薬事管理課薬事温泉係
		小池 裕司（課長）大蔵 直樹（担当）
電	話	026-235-7157（直通）
ファクシミリ		026-235-7398
電子メール		yakuj i@pref. nagano. lg. jp

「医療警報」を解除し各圏域の感染状況に応じた感染警戒レベルに切り替えます

令和4年3月29日
新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 趣旨等

年明け以降、オミクロン株への置き換わりに伴う新規陽性者の爆発的な増加により、確保病床使用率が25%に迫ったことから、令和4年1月13日に全県の感染警戒レベルを4に引き上げ「医療警報」を発出しました。

その後も新規陽性者数の増加に歯止めがかからず、確保病床使用率は上昇を続けたことから、医療のひっ迫と社会機能の停滞を防ぐため、1月27日から3月6日まで「まん延防止等重点措置」に基づく対策を講じたところです。

県民の皆様のご協力により、新規陽性者数は2月5日までの1週間の4,071人、確保病床使用率は2月8日の44.4%をピークに減少に転じました。3月中旬以降、新規陽性者数は再び増加に転じ先行きが懸念されるものの、確保病床使用率は8日連続で25%を下回り、医療提供体制への負荷は軽減されつつあります。

このため、「医療警報」を解除し、次のとおり各圏域の感染状況に応じた感染警戒レベルに切り替えることとします。

レベル	アラート	圏域【直近1週間*の新規陽性者数（人口10万人当たり）】
5	特別警報Ⅱ	佐久【255人（124.74人）】、上田【204人（105.20人）】、諏訪【418人（215.64人）】、南信州【298人（191.82人）】、松本【638人（150.58人）】、長野【1,056人（198.23人）】、北信【154人（186.56人）】
4	特別警報Ⅰ	上伊那【153人（85.05人）】
3	警報	北アルプス【55人（97.80人）】
1	—	木曾【16人（62.80人）】

※令和4年3月22日から28日まで

2 県民・事業者の皆様へのお願い

年度末・年度始めの人の移動や行事・会食等の増加、さらには、より感染力が強いとされているBA.2による感染の拡大に警戒が必要な状況です。

県民及び事業者の皆様におかれては、特に別紙「高齢者や基礎疾患がある方を守り 第6波を克服するためのお願い」に沿った対応をお願いします。

ワクチン追加接種については、接種券が届いたら、できるだけ速やかに検討してください。特に、高齢者や基礎疾患がある方は、初回（1・2回目）接種も含めて積極的なご検討をお願いします。

3 県としての対策

県民の皆様、訪問される皆様、事業者の皆様は、2に加え、次に掲げる県の対策にご協力いただくようお願いします。

・（★）を付した項目はレベル5、（◇）を付した項目はレベル4及び5の圏域に限定した対策です。

・新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和2年長野県条例第25号）に基づき実施するものです。

(1) 県民の皆様への協力依頼

- ① 混雑した場所や感染リスクが高い場面・場所へ外出・移動する際は十分注意してください（◇）
- ② 飲食店等での会食は、同一テーブル4人以内、2時間以内としてください。（★）
- ③ 子どもや保護者の皆様は感染防止対策へ協力してください

(2) 事業者の皆様への協力依頼

【利用者、お客様に対する感染防止策】

- ① 業種別の感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底してください
- ② 商業施設・観光施設など、不特定多数の方を受け入れる施設の管理者の皆様は、状況に応じ入場制限等を実施してください（◇）
- ③ イベントの開催に当たっては、感染防止対策を厳格に講じてください（★）
- ④ 観光関係者の皆様は地域で連携して感染防止対策を徹底するようお願いいたします
- ⑤ 飲食店等において会食を行う場合は、同一テーブル4人以内としてください。（★）

【従業員に対する感染防止対策】

- ① 在宅勤務・テレワークの推進をお願いします
- ② 職場の感染対策を改めて点検・徹底するようお願いいたします
- ③ 感染リスクが高い場所（食堂、寮など）での行動等について、従業員への注意喚起をお願いします

【社会機能を維持するための対応】

- ① 生活・経済の安定確保に不可欠な事業者等の皆様は、陽性者が発生した場合でも必要な業務を継続してください
- ② 保育所や放課後児童クラブ等は、感染防止策の徹底や簡易検査キット等の活用を図りつつ、原則開所するようお願いいたします

(3) 県が実施する対策

- ① 高齢者施設等における感染防止対策の支援
- ② 学校における感染防止対策の徹底
- ③ 保育所等における感染防止対策の徹底
- ④ 公共施設における感染防止対策の徹底（★）

(1) 県民の皆様への協力依頼

- ① 混雑した場所や感染リスクが高い場面・場所へ外出・移動する際は十分注意してください（特措法第24条第9項）（◇）
 - 人との距離（マスク有でも最低1m）が確保できない場所や換気が不十分な施設などは避けてください。
 - 高齢者、基礎疾患等（呼吸器疾患や心血管疾患、糖尿病、肥満（BMI：30以上）、高血圧、喫煙など）があるなど重症化リスクが高い方やワクチン未接種の方は特に注意してください。
 - 「信州の安心なお店」認証店など対策の取れている店舗の利用を推奨します。

○ 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない等、感染防止対策が不十分な店舗や施設の利用は控えてください。

② 飲食店等での会食は、同一テーブル4人以内、2時間以内としてください。(★)

○ 5人以上のグループは、1テーブル4人以内となるよう、テーブルを分けて着席してください。また、大声での会話は控えるなど、感染防止にご配慮ください。

③ 子どもや保護者の皆様は感染防止対策へ協力してください

○ 県内では、オミクロン株への感染による子どもの重症例は報告されていませんが、感染速度が速く、二次感染リスクが高いオミクロン株から子どもたちを守ることはもちろん、社会機能維持の観点や重症化リスクが高い高齢者等を守る観点からご家族等への感染を防ぐため、子どもや保護者の皆様は、学校や保育所等が取り組む感染防止対策へ協力してください。

○ なお、対策の長期化に伴い、生活や学習などで困りごとを抱えた子どもや保護者が、気軽に悩みを相談できる窓口を周知します。

(2) 事業者の皆様への協力依頼

【利用者、お客様に対する感染防止策】

① 業種別の感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底してください

(特措法第24条第9項)

② 商業施設・観光施設など、不特定多数の方を受け入れる施設の管理者の皆様は、状況に応じ入場制限等を実施してください(特措法第24条第9項)(◇)

- 入場者数の制限(人と人との距離を概ね2メートル程度確保)
- 施設内での物理的距離の確保
- 十分な換気
- 客が手を触れられる箇所の定期的な消毒
- 客の健康状態の聞き取り、入口での検温

③ イベントの開催に当たっては、感染防止対策を厳格に講じてください(特措法第24条第9項)(★)

○ イベント主催者の皆様は次の対応を徹底し、必要な感染防止対策を厳格に講じてください。

ア 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントは、「感染防止安全計画」※を策定し、事前に県に提出

イ ア以外のイベントについては、「チェックリスト」※を作成の上、HP等で公表

※ 「感染防止安全計画」の策定・県への提出、または「チェックリスト」の作成・公表は、レベル5地域におけるものに限らず、全てのイベントで必要です。様式は県ホームページでご確認ください。

(対策例)・誘導員の配置等による来場者間の密集回避

・検査の実施等出演者やスタッフの健康管理の徹底

・入場時の検温等による有症状者の参加防止

- ④ 観光関係者の皆様は地域で連携して感染防止対策を徹底するようお願いします
- ⑤ 飲食店等において会食を行う場合は、同一テーブル4人以内としてください。(★)
 - 5人以上のグループは、1テーブル4人以内となるよう、テーブルを分けた着席を促してください。また、利用客へ基本的な感染防止対策とマスク会食を呼びかけてください。
 - ※ 「信州の安心なお店」認証店のうち、ワクチン・検査パッケージ登録店における人数制限緩和（同一テーブル5人以上の利用）は1月23日から停止しています。

【従業員に対する感染防止対策】

- ① 在宅勤務・テレワークの推進をお願いします
- ② 職場の感染対策を改めて点検・徹底するようお願いします
 - 労働局が作成した「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」で点検してください。
- ③ 感染リスクが高い場所（食堂、寮など）での行動等について、従業員への注意喚起をお願いします

【社会機能を維持するための対応】

- ① 生活・経済の安定確保に不可欠な事業者等の皆様は、陽性者が発生した場合でも必要な業務を継続してください
 - 事業活動を継続するために事業継続計画（BCP）を点検又は策定し、実行できる体制を整備してください。
- ② 保育所や放課後児童クラブ等は、感染防止策の徹底や簡易検査キット等の活用を図りつつ、原則開所するようお願いします

(3) 県が実施する対策

- ① 高齢者施設等における感染防止対策の支援
 - 重症化リスクの高い方を守るために、高齢者施設等での自主検査実施を奨励し、係る経費を補助します。(◇)
 - 感染拡大時には、当該施設の従業者等を対象に、必要に応じて集中的な検査を実施します。(★)

② 学校における感染防止対策の徹底

県立学校においては、基本的な感染防止対策を徹底した上で通常登校とすることを基本とし、これまでの「予防的対策の徹底」と「陽性者発生時の対応」は原則継続します。

なお、特別支援学校についても、同様の対応を基本としますが、児童生徒一人ひとりの状況に配慮し慎重に対応します。

また、市町村立学校及び私立学校に対し、圏域や校内の感染状況、児童生徒の年齢、

施設の状況等に応じた適切な対応を依頼します。

<予防的対策の徹底>

- 児童生徒や家族に一人でも症状がある場合には登校しない、させないことを徹底
- 各教科等の指導において、グループワークや合唱など感染リスクの高い学習活動は実施しない(★)
- 学校行事等については、感染拡大防止のための措置を講じても、安全な実施が困難であると考えられる場合は、中止又は延期
- 部活動の実施にあたっては、1日の活動時間を2時間程度に短縮し、近距離で組み合わせたり接触したりする感染リスクの高い活動、練習試合、合宿等は原則実施しない(★)
なお、公式大会出場予定者等は、傷害・事故防止の観点から必要な練習(合宿は除く)は認める。

<オミクロン株の特性を踏まえた陽性者発生時の対応>

- 陽性者が発生した場合には、学校は速やかに行動歴の調査を行い、陽性者が発生した学級の児童生徒を、①登校している場合には帰宅させ、陽性者の最終登校日から5日を経過するまで学級閉鎖、②休日、夜間等に陽性者が判明した場合には、登校させないことを徹底するとともに、感染拡大の状況に応じて、学年、学校全体を閉鎖
- 閉鎖する学級以外の児童生徒も含め、陽性者との接触があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わず飲食を共にした場合またはそれと同等程度に感染可能性が高いと見込まれる場合は、出席停止
- 陽性者が発生していない学級においても、20%程度の出席停止者がいる場合には、陽性者の最終登校日から5日を経過するまで、学級閉鎖

※特別支援学校においては、保健所による濃厚接触者の特定が従来どおり行われることから、これまでの対応を継続(小学校については、この取扱いを参考とすることを依頼)

- 陽性者が発生した場合には、学校は速やかに行動歴の調査を行い、陽性者と接触した可能性のある児童生徒を、①登校している場合には帰宅させ、濃厚接触者特定まで登校させない、②休日、夜間等に陽性者が判明した場合には、登校させないことを徹底
- 陽性者が発生した学級は、陽性者の最終登校日から5日を経過するまで、学級閉鎖し、感染拡大の状況に応じて、学年、学校全体を閉鎖
- 陽性者が発生していない学級においても20%程度の濃厚接触者がいる場合には、陽性者の最終登校日から5日を経過するまで、学級閉鎖

<学びの保障と居場所の確保>

- 登校に不安のある児童生徒を欠席扱いしないことを徹底。その場合、自宅学習、オンライン学習等による丁寧なサポートを実施

- 臨時休業時においては、児童生徒の状況に応じて、オンライン授業等により学びを保障するとともに、小学校低学年の児童などを考慮し、居場所の確保を検討

③ 保育所等における感染防止対策の徹底

- 保育所等については、オミクロン株の特性を踏まえ、引き続き基本的な感染対策を徹底しながら原則開所することに加え、以下について市町村等に依頼します。
 - ア 感染リスクが高い活動を避け、感染を広げない形で保育を行うこと
 - イ 不要不急の行事は自粛し、開催が必要な行事は感染対策を徹底した上で、実施すること（◇）
 - ・入園式等の行事は、ゼロ密（分散開催、入替制による参加人数の制限等）、十分な換気、手指消毒、大人の正しいマスクの着用等、感染対策を徹底して行うこと
 - ・大人数での会食を伴う行事は中止・延期を検討すること
 - ウ 無理なくマスクの着用が可能な児童に対し、可能な範囲でのマスク着用を奨めること。ただし、2歳未満児のマスク着用は奨めないこと
 - エ 市町村の感染状況に応じ、家庭で保育ができる保護者に対して可能な範囲で登園を控えていただくよう呼びかけることを検討すること（◇）
 - オ 市町村の感染状況に応じ、感染に不安がある保護者に対して登園自粛を呼びかけることを検討すること（◇）
 - カ 登園自粛、クラス閉鎖等の範囲等については、感染拡大を防ぐ観点から、「保育所等における濃厚接触者の範囲の考え方の目安」や保護者の状況、市町村の感染状況等を踏まえて安全面を重視して判断すること
 - キ 保育士等に対する検査キットを活用した検査を推奨すること（★）
- 放課後児童クラブについては、保育所等に準じた対応をするよう市町村に依頼します。

④ 公共施設における感染防止対策の徹底（★）

- 県の公共施設について感染対策を徹底することとし、対策の徹底が困難な場合には休止等の措置を検討します。また、市町村に対しても同様の対応を行うよう協力を要請します。

新型コロナウイルス感染症に係わる差別や誹謗中傷は絶対にやめてください。

新型コロナウイルス感染症に係わる差別や誹謗中傷により苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。さらに、県外との往来が必要な方や、様々な理由によりワクチン接種を受けられない方もいます。

誰もが自分事として捉え、県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち、「支えあい」の輪を広げ、みんなでこの危機を乗り越えていきましょう。

高齢者や基礎疾患がある方を守り 第6波を克服するためのお願い

別紙

重症化リスクが高い高齢者や基礎疾患を有する方を守り、新規陽性者数を抑制しながら社会経済活動を回復していくため、県民の皆様には次のことへのご協力をお願いいたします。

※ レベルに応じた別に定める依頼にもご協力をお願いします

令和4年3月29日 長野県知事 阿部守一

1 高齢者や基礎疾患がある方の感染防止にご協力ください

- ・同居の方に体調不良の方、濃厚接触者等がいる場合には、家庭内でもお互いにマスクを着用するなど十分注意してください。
- ・同居の方も含め感染が心配な場合には、無料検査をご活用ください。

2 体調がすぐれないときは、外出を控え、速やかに医療機関を受診してください

- ・職場や学校では、休みやすい環境づくりに引き続きご協力ください。

3 県外を訪問するときは、感染リスクが高い場面を避け、慎重に行動してください

- ・特に高齢者や基礎疾患がある方は、十分にお気をつけてお出かけください。

4 ワクチンの追加接種をご検討ください

- ・接種券が届いたら、速やかにワクチンの追加接種についてご検討ください。
- ・特に高齢者や基礎疾患がある方は、1・2回目接種も含めて積極的にご検討ください。

なお、以下の基本的な感染防止対策にも引き続きご協力をお願いします

- ・人との距離の確保
- ・マスクの正しい着用（不織布マスク推奨）
- ・手洗い・手指消毒
- ・ゼロ密を意識
- ・屋内や車内の十分な換気
- ・会食をする際はできるだけ少人数で黙食を基本とし、会話の際はマスクを着用

年度末・年度始めにおける感染対策強化期間 (3/19から4/10まで)

人の移動が増加する時期に感染が拡大してきたことを踏まえ、以下の内容に特にご協力ください。

【県民の皆様へ】

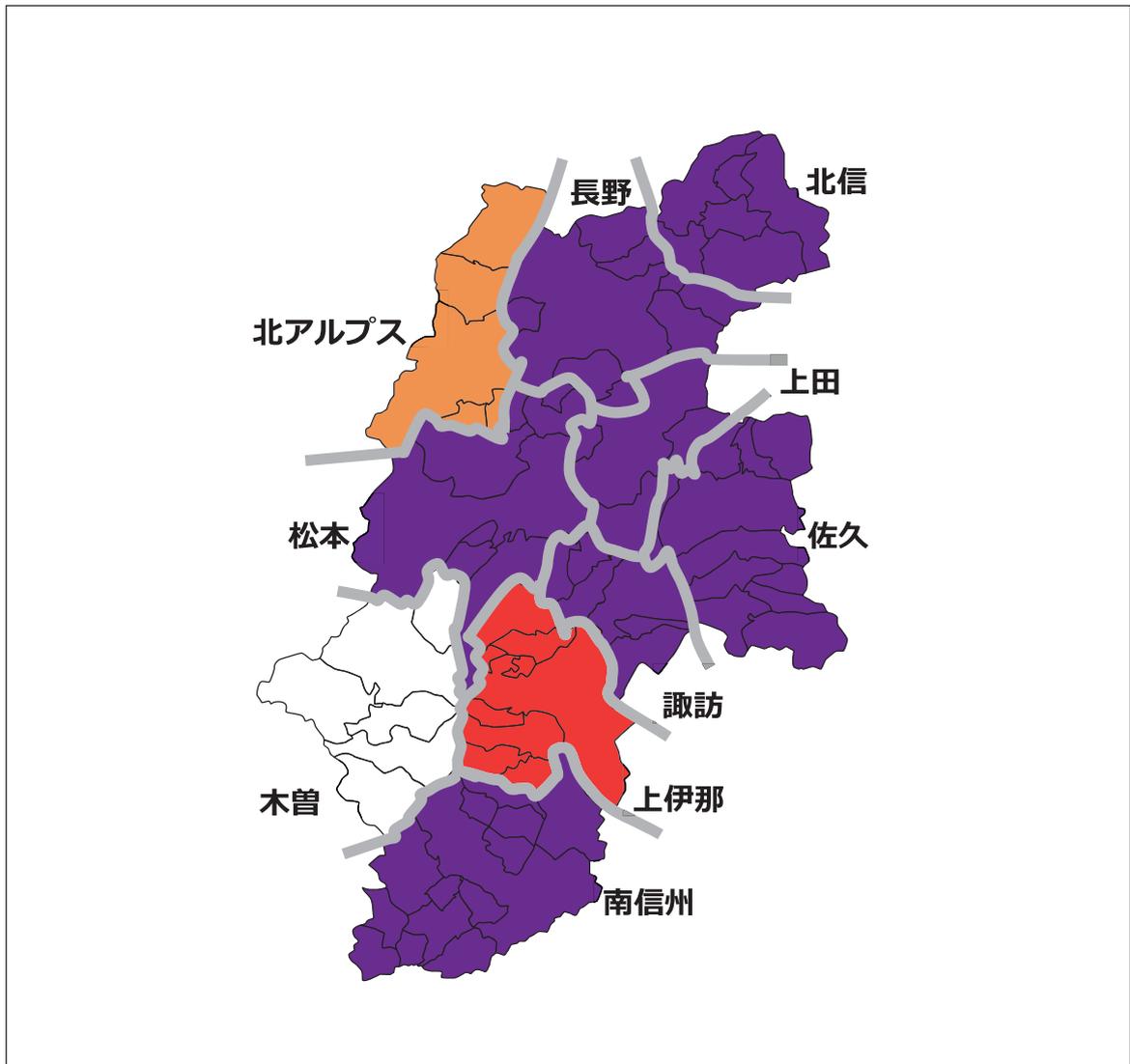
- 謝恩会・歓送迎会など会食を行う際や、旅行を行う際は基本的な感染防止対策を徹底してください
- 進学・就職・帰省等による来県をできるだけ分散化してください

【事業者の皆様へ】

- 入学式、入社式などの行事を行う際は感染防止対策を徹底してください
- 転勤や引っ越しの時期の分散化をご検討ください

県内の感染警戒レベル (R4. 3. 29 現在)

感染警戒レベル5の地域	7圏域	佐久圏域、上田圏域、諏訪圏域、南信州圏域、松本圏域、長野圏域、北信圏域
感染警戒レベル4の圏域	1圏域	上伊那圏域
感染警戒レベル3の圏域	1圏域	北アルプス圏域
感染警戒レベル1の圏域	1圏域	木曽圏域



3 薬号外
令和 4 年（2022 年）3 月 30 日

関係団体の長 様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部
本部長 阿部 守一

医療アラート及び暫定的な感染警戒レベルの基準の改正に関する周知について（依頼）

日頃は、本県の健康福祉行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関する感染防止策等に格別の御高配を賜り、重ねて御礼申し上げます。

医療アラート及び暫定的な感染警戒レベルの基準の改正を行いました（3 月 29 日新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議決定）。

つきましては、別添資料の内容について、貴会員の皆様に周知していただくようお願いいたします。

担	当	薬事管理課薬事温泉係
		小池 裕司（課長）大蔵 直樹（担当）
電	話	026-235-7157（直通）
ファクシミリ		026-235-7398
電子メール		yakuj i@pref.nagano.lg.jp

医療アラートの発出基準

令和4年3月29日
新型コロナウイルス感染症対策室

1 主旨

確保病床数に対する入院者・重症者の割合や、その他のモニタリング指標の状況を基準に、医療提供体制の負荷の状況に応じてアラートの発出を行う。

なお、重症化リスクが高い方を守るという観点から、医療アラートの発出状況により、各圏域の感染警戒レベルにおける対策内容の強度等を決定する。

2 発出基準

- 医療アラートの発出は、下表1における要件1から要件2までをいずれも満たす場合に行うことを原則とする。
- 要件1として確保病床に対する入院者の割合、確保病床のうち重症者用一般病床に対する重症者用一般病床に入院している重症者の割合などの病床使用率を基準とするほか、要件2は下表2「常にモニタリングする指標」の状況による総合的判断を基準とする。

【表1：医療アラートの発出基準】

アラート	医療提供体制への負荷の状態	要件1 確保病床使用率の目安※1	要件2 モニタリング指標 (下表2の指標)の 状況による総合的判 断
— (国レベル1相当)	通常体制		
医療警報 (国レベル2相当)	医療提供体制への負荷が拡大している状態	<ul style="list-style-type: none"> 入院者/確保病床数の割合 = 25%以上 又は 重症者/確保病床数の割合 ※2 = 20%以上 	継続的に悪化しており、今後医療提供体制のひっ迫が懸念されると認められる
医療特別警報 (国レベル2相当)	今後医療提供体制のひっ迫が見込まれる状態	<ul style="list-style-type: none"> 入院者/確保病床数の割合 = 35%以上 又は 重症者/確保病床数の割合 ※2 = 30%以上 	
医療非常事態宣言 (国レベル3相当)	医療提供体制のひっ迫が懸念される状態	<ul style="list-style-type: none"> 入院者/確保病床数の割合 = 50%以上 又は 重症者/確保病床数の割合 ※2 = 40%以上 	

※1 軽症者の割合等を含めた医療提供体制の状況を総合的に勘案して柔軟に判断を行うものとする。

※2 確保病床数のうち重症者用一般病床に対する重症者用一般病床に入院している重症者の割合

【表2：常にモニタリングする指標】

モニタリング指標
新規陽性者数及び新規陽性者数の今週先週比
高齢者新規陽性者数及び高齢者新規陽性者数の今週先週比
PCR検査陽性率 (陽性判明数の移動平均(過去7日間)/(陽性判明数+陰性判明数)の移動平均(過去7日間))

<p style="text-align: center;">入院者数／確保病床数の割合 (確保病床に入院している者の数を確保病床数で除して得た割合)</p>
<p style="text-align: center;">重症者数／重症者用確保病床数の割合 (重症者用確保病床に入院している重症者の数を重症者用確保病床数で除して得た割合)</p>
<p style="text-align: center;">入院率 (入院者数を療養者数で除して得た割合)</p>
<p style="text-align: center;">人口 10 万人当たりの自宅療養者数及び療養等調整中の数の合計値</p>
<p style="text-align: center;">療養者数</p>
<p style="text-align: center;">重症者数</p>
<p style="text-align: center;">中等症者数</p>
<p style="text-align: center;">直近 1 週間の感染経路不明者の割合</p>

- このほか、特定の圏域において多数の入院者が発生し、かつ他圏域の医療機関への入院調整等により全県の医療提供体制への負荷が生じていると認められる場合は、県民にその旨の情報発信を行い、注意喚起するものとする。

3 医療アラートの解除について

①アラートを発出した日から起算して 10 日間以上経過し、②病床使用率の目安が基準を下回っており、かつ③当面感染が再拡大していくリスクが低く医療提供体制への負荷が低減されると認められる場合はアラートを解除するものとする。なお、療養者数の減少傾向が継続し、確保病床に対する入院者の割合が目安を下回っている場合にあつては、確保病床のうち重症者用一般病床に対する重症者用一般病床に入院している重症者の割合が目安を上回っている場合であっても医療提供体制の状況を総合的に勘案しアラートを解除することができるものとする。

【暫定版】長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベル

※なお、本改正はオミクロン株の特徴を踏まえた暫定的な改正である。

令和4年3月29日改正

新型コロナウイルス感染症対策室

1 主旨

- 県は、「必要な医療を受けるべき人が受けられる体制（入院すべき人が入院でき、重症度に応じた治療が受けられる体制）」を維持することができるよう、県内の感染状況等について県民と認識を共有するとともに、的確かつ迅速な対策を講じるために感染警戒レベルを運用する。
- 県は、下記の基準に基づき、新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会の意見を聴取しつつ、感染警戒レベルの判断を行う。

2 圏域の感染警戒レベルについて

【考え方】

- 圏域（広域圏単位）ごとのレベルの引上げは、下表1における要件1及び要件2を満たす場合に行うことを原則とするが、要件2による感染拡大リスクの総合的な判断を重視して行う。
- 感染速度（下表2）が「激増」となるなど、感染拡大の傾向が顕著であるときは、要件1の基準を満たしていない場合であっても次のレベルへの引上げを行うことができるものとする。
- レベル4及びレベル5への引上げにあたっては、陽性者の発生が特定の市町村に集中している場合は、一部地域での対策強化及び市町村単位でのレベルの引上げを行うことができるものとする。
- 複数の圏域の感染警戒レベルがレベル5となるほか、医療アラートの発出状況等により、まん延防止等重点措置の公示を政府に要請するための検討を行う。
- 政府からまん延防止等重点措置の公示がされ、知事が特定の区域に指定した市町村又は指定した市町村が属する圏域についてはレベル6とする。
- 政府から本県を対象とした緊急事態宣言が発出された場合は、全ての圏域をレベル6とする。

【表1：圏域の感染警戒レベルの引上げ基準】

レベル	アラート	要件1 直近1週間の新規陽性者数	要件2 感染リスクの高い事例など発生例の分析による感染拡大リスクの総合的判断※
1	—	—	—
2	注意報	人口10万人当たり15.0人以上 (人口10万人以下の圏域においては陽性者24人以上)	①濃厚接触者が不特定の事例、②集団発生、③多数の感染経路が不明の事例などのリスクの高い事例が発生しており、さらに上位のレベルに向けて感染が増加していくおそれがあると認められる
3	警報	人口10万人当たり30.0人以上 (人口10万人以下の圏域においては陽性者47人以上)	
4	特別警報Ⅰ	人口10万人当たり60.0人以上 (人口10万人以下の圏域においては陽性者94人以上)	
5	特別警報Ⅱ	人口10万人当たり90.0人以上 (人口10万人以下の圏域においては陽性者140人以上)	
6	まん延防止等重点措置公示 又は 緊急事態宣言 (特措法に基づく)	(まん延防止等重点措置が公示され、特定区域となった場合) (緊急事態宣言)	

※ 濃厚接触者が不特定の事例又は集団発生には、これに準ずると認められる事例を含めることができるものとする。

(例)・濃厚接触者は特定できたが、数十名に達するなど多数に及んでいる場合

- ・店舗・施設等での関係者のうち陽性者が5名以上いるものの、感染場所の特定ができていない場合 等

【表 2：感染速度】

前週と比較した直近 1 週間の新規陽性者数の増減	指標
人口 10 万人当たり 60.0 人以上の増加 (人口 10 万人以下の圏域では 94 人以上の増加)	激増
人口 10 万人当たり 30.0 人以上の増加 (人口 10 万人以下の圏域では 47 人以上の増加)	急増
人口 10 万人当たり 15.0 人以上の増加 (人口 10 万人以下の圏域では 24 人以上の増加)	増加
人口 10 万人当たり 15.0 人未満の増減 (人口 10 万人以下の圏域では 24 人未満の増減)	ほぼ横ばい
人口 10 万人当たり 15.0 人以上の減少 (人口 10 万人以下の圏域では 24 人以上の減少)	減少
人口 10 万人当たり 30.0 人以上の減少 (人口 10 万人以下の圏域では 47 人以上の減少)	急減
人口 10 万人当たり 60.0 人以上の減少 (人口 10 万人以下の圏域では 94 人以上の減少)	激減

3 感染警戒レベルの引下げについて

- ①レベルを上げた日から起算して 10 日間以上経過し、②直近 1 週間の新規陽性者数が基準を下回っており、かつ③当面感染が再拡大していくリスクが低いと認められる場合はレベルを引き下げるものとする。
- ただし、新規陽性者数の減少傾向が明らかであると認められるときは、②を満たしていない場合であっても引下げを行うことができるものとする。この場合において、医療アラートが発出されていないときには、①を満たしていない場合であっても引下げを行うことができるものとする。
- レベル 6 については、まん延防止等重点措置及び緊急事態宣言の期間が終了した場合にレベルを引き下げるものとする。

4 参考（各レベルにおける感染状態について）

レベル	アラート	感染の状態
1	—	陽性者の発生が落ち着いている状態
2	注意報	感染が確認されており、注意が必要な状態
3	警報	感染拡大に警戒が必要な状態
4	特別警報 I	感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状態
5	特別警報 II	感染が顕著に拡大している状態
圏域の感染警戒レベル 6	まん延防止等重点措置公示 (特措法に基づく)	特定の区域において国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状態
全圏域の感染警戒レベル 6	緊急事態宣言 (特措法に基づく)	国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状態

(参考) 医療アラート及び感染警戒レベルに応じた対策の目安

1 医療アラートに応じた対策の考え方

アラート	対策の考え方
医療警報	社会経済活動の維持を前提とし、できる限りの感染防止対策を講じる
医療特別警報	感染の拡大が顕著である地域（市町村単位又は圏域単位）では社会経済活動を抑制して、感染防止に取り組む
医療非常事態宣言	全県で社会経済活動を抑制して感染防止に取り組む

2 対策の目安（あくまでも目安であり、その時々々の感染状況に応じて必要な対策を講じるため、下表の対策は実際の対策と異なる場合がある）

レベル	医療アラート未発出 ・医療警報	医療特別警報	医療非常事態宣言
レベル1	「新しい生活様式」の定着の促進	医療特別警報が発出されていることを踏まえ、基本的な感染防止対策のさらなる徹底などの要請等を検討	外出自粛・都道府県をまたいだ移動の自粛・分散登校の実施・施設に対する営業時間の変更・イベントの中止又は延期の検討の要請等、強力な措置の実施を検討
レベル2	住民に感染リスクが高まっていることを認識していただき、より慎重な行動を要請		
レベル3	ガイドラインの遵守の徹底の要請や有症状者に対する検査等の対策を強力に推進		
レベル4	ガイドラインを遵守していない施設等への訪問の自粛の要請等を検討	感染リスクの高い場面・場所への外出・移動の自粛の要請等を検討	
レベル5	感染リスクの高い場面・場所への外出・移動の際の注意喚起の実施を検討	<ul style="list-style-type: none"> 重症化リスクの高い方等に対して外出自粛の要請等を検討 感染の状況に応じて、施設に対する営業時間の変更やイベントの中止又は延期の検討の要請等を検討 	

なお、まん延防止等重点措置の公示や緊急事態宣言が発出された際は、感染の状況や国の基本的対処方針を踏まえた対策を実施する。まん延防止等重点措置の公示がされた圏域についてはレベル6とし、緊急事態宣言が発出された場合は、全ての圏域をレベル6とする。

医療アラート及び暫定的な感染警戒レベルの基準の改正について

R4.3.29

新型コロナウイルス感染症対策室

1 主な改正点と考え方

(1) 医療アラートの独立及び全県の感染警戒レベルの廃止について

陽性者数と入院者数の相関は、今後もその時々株の特性により様々な様態となる可能性があることから、全県の感染警戒レベルの基準のうち、確保病床使用率の基準と新規陽性者数の基準の相関が整合しない場合が生じうる。

したがって、全県に対する注意喚起を行う際には、確保病床使用率との相関が整合しない可能性がある新規陽性者数を基準から切り離し、医療提供体制への負荷の状況のみに応じて注意喚起を行うこととするため、全県の感染警戒レベルを廃止し、医療アラートを感染警戒レベルと別建てとする。

(2) 医療アラートにおける「医療特別警報」の創設

確保病床使用率の状況等をさらに段階的に評価し、県民の皆様にご注意喚起を行う観点から、「医療警戒」と「医療非常事態宣言」の間に「医療特別警報」を創設する。

(3) 圏域の感染警戒レベルにおける新規陽性者数の基準の見直しについて

第6波では、陽性者数と入院者数との相関に第5波まで以上に変化(下表)がみられており、病床使用率が低い状況であっても、陽性者数によって上位のレベルへ引き上げた。同様の措置を続けることは、対策が過剰となるおそれがある。したがって、新規陽性者数の基準を**実情に合わせて見直す**。

この改正はオミクロン株の特性を踏まえた暫定的な対応であることから、当面、基準は**概ね3倍**とする。ただし、新規陽性者数の基準については、今後、陽性者数と入院者数の相関の状況や新たな変異株の発生状況等を踏まえ、さらなる緩和や厳格化を検討する。

	延入院者数 (a)	陽性者数 (b)	倍率 (a/b)	直前の波との倍率
第6波 (1/1~3/21)	17,356	30,597	0.5672	<u>5.1</u>
第5波 (7/1~9/30)	10,774	3,701	2.9111	2.0
第4波 (3/1~6/30)	15,314	2,673	5.7291	-

2 改正後の基準

別添「長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベル」及び「医療アラートの発出基準」のとおり